

第二回 鯖江市運動・スポーツ推進計画

推進委員会

システム部会からの議案

○ 陸上競技場の占用利用

○ 学校管理規則改正

○ 学校体育施設の開放に関する規則改正

○ 公認指導者資格取得補助金

陸上競技場の占用利用

市内体育施設（案）

陸上競技（陸上競技場は個人使用で1人100円でどなたでも利用可能）

【現状】ケガのリスクによる活動の制限

土曜日	小学生	・・・	市内クラブ会員
	中学生	・・・	市内クラブ会員
	高校生	・・・	鯖江高校陸上部、他高校陸上部
	大学生	・・・	福井工大陸上部
	一般	・・・	個人利用

【案】 ※市行事、大会等が行われない日

土曜日午前中は、市内総合型クラブ会員の小中高校生の活動

⇒ 鯖江高校陸上部がクラブに加入し、ケガのリスクをなくし、一貫した活動ができる環境を整備

施設利用の現状と今後

現状

○市外団体が利用 ⇒ 子どもたちの活動

登録団体名簿に鯖江市民の氏名

鯖江市勤務者氏名

○地域クラブ活動は（中学生）は中学校を拠点として活動

今後

○市民が気軽に施設を利用できる環境の整備が必要

○中学校の地域クラブ活動（部活動地域移行）

⇒ 中学校施設を地域クラブ活動が優先的に利用できる
環境の整備が必要

鯖江市立学校管理規則改正

鯖江市内学校施設利用 規則等

○鯖江市立学校施設使用条例（現行での運用で可能）

趣旨、定義、使用許可、使用料、使用料の減免

委任・・・必要事項は、教育委員会が別に定める

過料・・・不正行為の場合、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額
以下を過料する

○鯖江市立学校管理規則（教委 教政課）（一部追加が必要）

休日の中学校施設利用では総合クラブの確認

○鯖江市立学校体育施設の開放に関する規則（教委 スポ課）

規則名、学校開放の種類、利用団体の登録手続、利用停止

鯖江市立学校管理規則

○（第2章 施設および設備の使用許可）

第4条 学校施設および設備の一部をしようとする者は、使用する日の5日前までに鯖江市立学校施設使用許可申請書（様式第8号）により校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を許可する場合は、校長の意見を聴いて行うものとし、当該申請をした者に鯖江市立学校施設使用許可書（様式第9号）を交付する。

3 前項の規定により使用を許可された者が使用条件を変更するときは、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

鯖江市立学校管理規則（改）

○鯖江市立学校管理規則（第2章 施設および設備の使用許可）

第4条 学校施設および設備の一部をしようとする者は、使用する日の5日前までに鯖江市立学校施設使用許可申請書（様式第8号）により校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

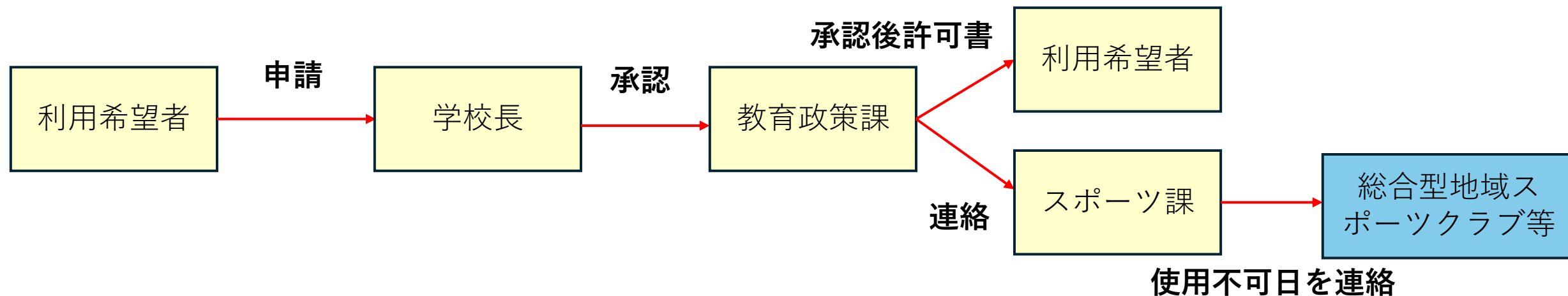
2 教育委員会は、前項の申請を許可する場合は、校長の意見を聴いて行うものとし、当該申請をした者に鯖江市立学校施設使用許可書（様式第9号）を交付する。

3 休日の鯖江市立中学校使用について許可する場合は、校長および中学校区の総合型地域スポーツクラブの意見をきくこととする。

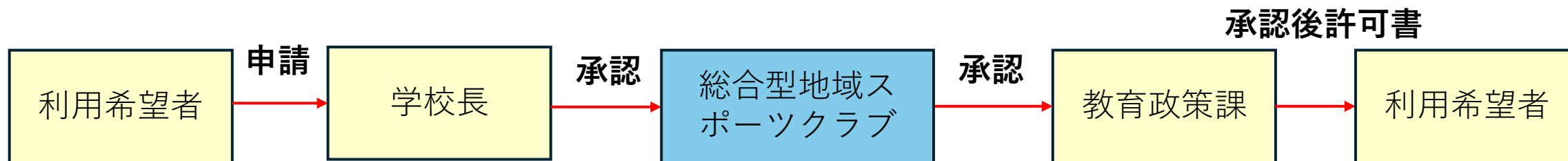
4 前項の規定により使用を許可された者が使用条件を変更するときは、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

鯖江市立学校管理規則フロー図

○従来



○改定後（休日中学校を使用する場合）



・ 申請ルートに組み込むことで、中学校のクラブ活動の予定管理等の手間を軽減

鯖江市立学校体育施設の 開放に関する規則改正

鯖江市立学校体育施設の開放に関する規則

- 目的、教育委員会および校長の責任、**学校開放の種類**、開放学校の学校名および時間帯、**利用団体登録の手続**、利用禁止、**利用停止**、登録内容の変更または登録の廃止、利用者の弁償責任、その他

- ①「**鯖江市立学校体育施設の開放に関する規則**」

- ・・・「休日の文化活用による中学校校舎」の記載が必要

- ②**学校開放の種類**・・・文化・スポーツに変更が必要

- ③**利用団体登録手続**・・・内容修正が必要

- ④**利用停止**・・・利用に関し、不適切な利用が続く場合の停止が必要

鯖江市立学校体育施設の開放に関する規則（改案）

- ① 鯖江市立学校体育施設の開放に関する規則
- ・ 休日の中学校部活動地域移行においては、文化部も対象となる
 - ・ 中学校文化部である吹奏楽、合唱の練習会場は、校舎内音楽室および教室の利用が必須
 - ・ 市教委は校舎内シャッターを設置し、校舎内利用に対応済

⇒ 鯖江市学校体育施設（休日の中学校校舎）の開放に関する規則

鯖江市立学校体育施設（休日の中学校校舎）の開放に関する規則（改案）

②学校開放の種類

第3条 学校開放は、市民の行うスポーツおよびレクリエーションの利用のための「スポーツ開放」とし、その利用は、団体およびスポーツクラブの利用に供する「団体利用」とする。

2 休日の中学校校舎における学校開放は、市民の行う文化関連利用のための開放とし、その利用は、スポーツクラブの利用に供するものとする。

鯖江市立学校体育施設（休日の中学校校舎）の開放に関する規則（改案）

③利用団体登録手続

第5条 スポーツ開放の団体利用は、原則として鯖江市内に在住、在勤または在学する者の過半数以上が在籍・常時参加しており、4名以上で構成、かつ、スポーツ団体またはスポーツクラブであって「開放学校利用団体」として教育委員会に登録した団体に限る。

2 開放学校利用団体の登録を希望する者は、教育委員会に鯖江市開放学校利用団体申請書（様式第1号）を提出し、その登録を受けなければならない。

申請においては、責任者（監督）は成人の市内在住の者に限る。

3 教育委員会は、開放学校利用団体の登録を承認したときは、当該申請をした者に開放学校利用登録証（様式第2号）を交付するものとする。

鯖江市内施設利用（学校開放）

③利用団体登録手続きまとめ

実施規則の改訂

・構成員

市内在住、勤務、通学している団体

⇒ 定期利用団体（※市民：市内在住・勤務・通学）

団体構成員：常時半数以上の市民が参加する団体

団体構成員人数：4名以上の団体

過半数以上が市民

団体代表者（責任者）：成人の成人の市内在住の者。

鯖江市立学校体育施設（休日の中学校校舎）の開放に関する規則

○利用の停止

第7条 教育委員会は、この規則に基づく指示に従わない利用者に対して利用の停止を命ずることができる。



第7条 教育委員会は、この規則に基づく指示に従わない、**または下記の事例等が発生した場合には、利用者や利用団体**に対して利用の停止を命ずることができる。

敷地内喫煙、消灯、時間内開錠・施錠、物品破損未報告
未許可団体、未登録者の利用、大声等による近隣住民への迷惑行為、開錠パスワードの不正利用、申請外施設範囲の利用 等

公認指導者資格取得への支援

公認指導者資格取得

○目的

市内**スポーツ少年団**および**地域クラブの指導者**（休日の中学校部活動地域移行）のジュニア（小中学生）指導者ならびに**市内障がい者関連指導者**の養成と資質の向上およびジュニア層・障がい者のスポーツ活動環境の向上を図るため、公認の指導者資格取得を目指すものに対して、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付し、鯖江市のジュニア・障がい者スポーツの環境づくりに資することを目的とする。

公認指導者資格取得 Ⅱ

○交付対象

対象者は、市内スポーツ少年団または市内総合型地域スポーツクラブに指導者登録し、実際にジュニア層（小中学生）の指導しているあるいは予定の者。

障がい者スポーツに興味関心があるスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブで、今後、本市の指導者として活躍したいと考えている者。

第4条の要件を理解し実践できる者とする。ただし、次の号に掲げる者は対象外とする。

(1)職業スポーツ従事者

(2)一度、この要綱に基づき助成金の交付を受けた者

公認指導者資格取得 III

○対象（個人であるが責任所在を団体にする）

- ・ **スポーツ少年団**

スタートコーチ（ジュニア・ユース）

公認野球指導者基礎Ⅰ 等

- ・ **総合型地域スポーツクラブ 地域クラブ活動（中学生）**

スタートコーチ・・・(ジュニア・ユース)(競技別)(教員免許状所持者)

コーチⅠ、コーチⅡに相当する各中央競技団体公認指導者資格

例：日本サッカー協会 公認C級コーチ

日本バスケットボール協会 公認C級コーチ 等

- ・ **スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ**

（生涯スポーツ推進、スポーツ教室開催）

初級パラスポーツ指導員

公認指導者資格取得 IV

○交付条件

- (1)4年間は実際に市関連教室、スポーツ少年団、地域クラブ活動の指導に直接携わる
- (2)本市指導者バンク登録

※上記の条件に反する場合や以下の事実が判明した場合、助成対象外または助成金返金を各団体が行う

- (1)交付対象者として該当しないことが判明
- (2)指導者として不適切と認められる事実が判明
- (3)偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受け、または受けようとしたとき
- (4)本市(スポーツ協会含)で必要とした講習会(年1回程度を4年間)を欠席したとき。

ただし、特別な事情であると認める場合を除く

- (5)その他、市長が助成金の交付を不適切と認めたとき

公認指導者資格取得 V

○交付対象経費

- ・講習会受講料、資料代、資格試験受講料、登録料（4年間）

○助成金の額

- ・交付対象経費の1/2又は2万円のいずれか低い額

○交付申請

- ・鯖江市スポーツ少年団 市または地区本部長
- ・鯖江市内各総合型地域スポーツクラブ 会長・理事長
- ・鯖江市スポーツ推進委員会 会長

スポーツ少年団との連携体制の構築について

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制構築に向けた取組の背景と期待される効果



JSPA
Japan Sport Association



社会課題	➢人口の減少 ➢少子高齢化	
スポーツ全般の課題	➢スポーツ人口の減少、スポーツに関わる担い手不足 ➢少子化により運動部活動の運営体制の維持が困難 ➢スポーツをする機会の減少⇒スポーツをする子どもの減少、子どもの体力低下 ➢不適切行為の根絶が困難	

スポーツをする場が無くなってしまう

個々の課題	スポーツ少年団の課題	総合型地域スポーツクラブの課題
	➢少子化率を上回る規模での団員数の減少 ➢組織理念と実際の活動との乖離 ・勝利至上主義、暴力等不適切行為事案 等 ➢地域社会からの認知度の低迷	➢自主財源の確保 ➢指導者、マネジャー等の確保 ➢事務局運営に係る後継者の確保 ➢行政等公的機関からの認知不足 等
	共通の課題	
	➢活動場所の確保 ➢財源的困窮	➢担い手の人材不足 ➢中高生年代の会員不足

課題解決のために、スポーツ少年団と総合型クラブの連携が不可欠

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制構築に向けた取組の背景と期待される効果



JSPPO
Japan Sport Promotion Organization



スポーツ少年団と総合型クラブが連携することにより…

期待される効果	スポーツ少年団 総合型クラブ	理念の共有および運営体制の連携による地域スポーツ環境の基盤強化とガバナンス向上	経営資源の共有(人材、活動場所(公共施設等)、助成金、会員)
		ブランド力の相乗効果による地域社会や行政における認知度向上	スポ少の人材育成システムを基盤とした人材(指導者・マネジャー・後継者等)の確保
	行政	公共施設の効率的な活用	支援策の一本化
	地域住民	生涯を通してスポーツに関われる体制の充実(する・見る・支える)	地域スポーツに関する情報の一元化
		地域コミュニティの活性化	認知度向上による安心感
	子ども	活動の選択肢(種目、志向等)の拡大	活動環境の充実(指導内容、施設、用具、人数)
		安全安心な環境でのスポーツ実施	多様な人々と交流する機会の増加

- 部活動の地域連携や地域クラブ活動移行の受け皿としての体制確立
- 子どものスポーツ機会の増加により子どものスポーツ権の確保
- する、みる、ささえるスポーツ人口の増加

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携体制構築イメージ



JSPPO
Japan Sport Promotion Organization



地域にあるスポーツクラブや団体が…

- 互いに認知し、相互尊重し、連携
- 特徴を活かし、多様なニーズに応えるスポーツ活動の提供に貢献
- 資源を共有し、スポーツ活動の充実に貢献(持続可能性の向上、機会の拡大、質の向上)

最終目標

**JSPPO地域
スポーツクラブ(仮)**

最終目標と現状のギャップを埋めるため、
スポーツ少年団と総合型クラブの連携におけるフェーズⅠ～Ⅲの目標を設定

現状

スポーツ
少年団

総合型地域
スポーツクラブ

フェーズⅠ
(2024～2025年度)

スポーツ少年団

連携

総合型地域
スポーツクラブ

フェーズⅡ
(2026～2027年度)

スポーツ少年団

連携

総合型地域
スポーツクラブ

フェーズⅢ
(2028～2030年度)

JSPPO地域スポーツクラブ(仮)

スポーツ少年団

総合型地域
スポーツクラブ

★連携開始

<取組>

◎少年団と総合型クラブの連携促進会議の設置
(統括組織の連携)

◎連携促進の具体的施策を検討・実施

★連携拡大

<取組>

◎連携促進の具体的施策の拡大

◎「地域スポーツクラブ」の概念の普及
…住民が主体的に運営するスポーツ団体
(スポーツ基本法より)※今後の法改正も視野に入れる

★「JSPPO地域スポーツクラブ(仮)」 制度の構築

<取組>

◎スポーツ少年団・総合型クラブの登録制度の統合

◎「JSPPO地域スポーツクラブ(仮)」としての認知拡大